

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月23日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条各号中「すべて」を「全て」に改める。

第11条第2項各号列記以外の部分中「18日」の右に「(1月の日数(京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第4条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)」を加え、「4箇月」を「4月」に、「すべて」を「全て」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則第11条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における同条第1項に規定する基準勤続期間の計算について適用し、同日前の期間における当該基準勤続期間の計算については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)